

平成 28 年度
港区障がい者支援専門部会からの意見に対する回答
(案)

大阪市福祉局障がい者施策部

平成 28 年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

| |
|---|
| 要望 5 |
| 障がいのある人全てが適切な計画相談支援が受けられるよう支給決定のあり方を見直すこと。 |
| 理由 |
| <p>大阪市における計画相談支援の支給決定状況は、平成 27 年 12 月末時点で約 42%に留まっており、残りの約 58%はセルフプランを活用している。</p> <p>計画相談支援利用における移行期間(平成 24~26 年度)に計画相談支援の必要性を検討していくことが望ましかったが、大阪市においては、相談支援事業所及び相談支援専門員が不足しており、代替案としてのセルフプランを活用したことにより、計画相談支援利用の機会を失った障がい者・児が未だに半数以上いる現状がある。</p> <p>セルフプランは当事者自らが計画を立てる能力がある人に認められるものであるのに、大阪市におけるセルフプランの申請様式等は、計画を立てる能力がない人もセルフプランで申請できるようになっており、従来、考えられているセルフプランの中身とは程遠い現状がある。そのため、本来受けられるサービスを受けておらず、計画の中身を見直す必要がある方が多数存在することが想定されるにも関わらず、また、計画相談支援の支給決定としては、セルフプランも含まれるため、平成 27 年度からのサービス対象者は（実質的には初めて計画相談支援事業者による計画相談の支援を受けるにもかかわらず）更新者となっている状況である。そもそも大阪市が掲げたセルフプランの活用は、障がい福祉サービスの支給決定不可を回避するための代替え案であり、移行期間後は本来の計画相談支援事業所による計画相談支援へ移行していくことが想定されていた。しかし、現実には、セルフプラン支給決定者が計画相談支援事業所による計画相談支援に移行した場合は、計画相談支援としてのサービス支給決定が 2 回目となるため、計画相談支援のみでの利用は認められず、何らかのサービス変更を余儀なくされる。これは本来の計画相談支援のサービスのあり方に矛盾していることになる。</p> <p>適切な計画相談支援を必要とされる全ての人が受けられるように大阪市として取り組む必要がある。</p> |
| 回 答 |
| <p>本市におきましては、申請者の作成のしやすさ等を考慮してセルフプラン様式を設けておりますが、サービス等利用計画案の提出にあたっては、計画相談支援を利用する場合とセルフプランによるサービス利用の場合との違いについて説明したうえで、本人の意向を確認し、サービス等利用計画案の提出を受けております。</p> <p>今後とも、支給決定にあたり、本人の心身の状況等や障がい福祉サービスの利用に関する意向などについて十分な聞き取りを行い、適切なサービス利用に向けた状況把握に努めるとともに、サービスの変更希望や更新の際などには必要に応じて計画相談支援の利用を勧奨するように努めてまいります。</p> <p>また、相談支援の提供体制の充実にも引き続き取り組んでまいります。</p> <p>なお、計画相談支援のサービス内容は、「サービス利用支援」と「継続サービス利用支援」がありますが、「サービス利用支援」については障がい福祉サービス等の申請者が対象となり、「継続サービス利用支援」については「サービス利用支援」を受けた者が対象となるため、障がい福祉サービス等の申請がない場合に計画相談支援を利用されても報酬算定の対象とはなりません。</p> |

平成 28 年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

| |
|---|
| 要望 6 |
| 障がい福祉サービスの訓練等給付において早期に暫定支給決定が受けられるようにすること。 |
| 理由 |
| <p>訓練等給付のみの支給においては、就労経験があり自ら就労支援事業所を探し直ちに訓練可能な人が、障がい福祉サービスの申請から暫定支給決定までに1～3か月ほどの時間がかかるために、本人の就労意欲が損なわれる、募集が埋まってしまう、収入に焦り不適切な就労条件を選ぶ、採用担当者にとって不明な期間と映ってしまう等の理由で、安定就労に結びつかないケースが多数存在する。</p> <p>例えば、申請時に職務経歴・訓練歴などを聞き取ることにより、上記のような場合には申請受付日を暫定支給決定日とするなど、本人の状況に応じて申請から暫定支給決定までの期間を短くすることにより、より多くの方の意欲が継続でき早期に再就労でき、また、安定就労の継続により公費負担が軽減されることが期待できると考える。</p> |
| 回 答 |
| <p>障がい福祉サービスの支給決定については、申請から支給決定まで認定調査やサービス等利用計画案の作成など多くのプロセスが必要となり、相当の期間を要することとなります。</p> <p>訓練等給付の支給決定については、障がい支援区分の認定は要さないものの、利用者の障がいの種類や障がいがあるゆえに日常生活を営むのに支障をきたしている状況等を含めて勘案することとされており、具体的には認定調査の調査項目にかかる調査をもって障がいの程度を含めた心身の状況等を把握することとされています。</p> <p>今後も引き続き、各区において適切な支給決定ができるよう努めてまいります。</p> |
| 担当：福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 06-6208-8245 |

平成 28 年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

| |
|---|
| 要望 7 |
| 築港地域の障がい者福祉サービス提供事業所の不足について |
| 理由 |
| <p>築港地域には、障がい者福祉サービスを利用する障がい者が約 30 名居住している。地域内に障がい福祉サービス事業所が存在していないために築港地域以外からヘルパーが派遣されるが、報酬がつかない移動に時間がかかるため、ヘルパー派遣を躊躇する障がい福祉サービス事業所が多く、地域内の障がい者は必要な障がい者福祉サービスの受給が困難な状況となっている。</p> <p>築港地域のように障がい福祉サービス事業所が少ない地域に住む障がい者が必要な障がい福祉サービスを受けることができるよう、移動時間に一定以上の時間がかかる場合には報酬額の上乗せ等の予算措置やヘルパーが乗用車を使用して近隣の場所に行く場合に無料で駐車できる場所等の提供等、障がい福祉サービス事業者が築港地域でヘルパーを派遣しやすくなるような検討をされたい。</p> |
| 回 答 |
| <p>障がい福祉サービス事業所が適切な支援を安定して実施できるよう、本市としても国に対してサービス提供の現状に基づく様々な事業報酬の改善等を要望しているところですが、今後とも、引き続き国に対して要望を行い、サービス提供の基盤整備に努めてまいります。</p> |
| 担当：福祉局 障がい者施策部 障がい支援課 06-6208-8076 |